平成２６年（フ）第２６０号
兵庫県姫路市飾磨区中浜町１丁目11番地　アミティエ202号
債務者　武本望由季
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５１号
鳥取県米子市両三柳231番地　コーポ岸岡202号、前住所島根県隠岐郡海士町大字崎1499番地
債務者　日髙　基嗣
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第４０２号
広島市中区江波南２丁目９番７―404号
債務者　柳部　孝博
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２１号
広島市中区千田町１丁目４番17―403号
債務者　小塚　　厚
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３０号
広島市安芸区船越１丁目34番31―401号
債務者　廣部　洋一
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５１号
広島県東広島市西条町寺家1848番地１　プラネット寺家Ｃ棟107号
債務者　佐伯　　誠
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０号
山口県下関市豊浦町大字小串2410番地、前住所山口県下関市豊浦町大字川棚7229番地９
債務者　近藤　政晴
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
山口県下関市小月市原町８番52号　ＰＡＲＫＬＩＮＥ　Ｉ102号、前住所山口県下関市大字小月町2003番地７
債務者　田中工務店こと　田中　健二
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
山口県下関市小月市原町８番52号　ＰＡＲＫＬＩＮＥ　Ｉ102号、前住所山口県下関市大字小月町2003番地７
債務者　田中　友枝
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
高知県高岡郡佐川町乙1837番地５、前住所高知県高岡郡佐川町甲1447番地
債務者　田村　共雄
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後３時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１４８号
鹿児島県いちき串木野市湊町３丁目83番地
債務者　白石　博子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
鹿児島県いちき串木野市湊町３丁目83番地、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市唐湊４丁目20番15号
債務者　井上　悦子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
鹿児島県鹿児島市坂之上５丁目13番16号　グリーンハイツ103号
債務者　二渡　直樹
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６５号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目５番17号
債務者　小牧慎一郎
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
宮城県大崎市古川北町５丁目11番20―２号　サン・シティ―102号
債務者　遠藤　憲勇
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
石川県能美市福岡町ロ197番地４、従前の住所岐阜県可児市矢戸1401番地10
債務者　三宅　孝宗
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第４９号
石川県加賀市山中温泉東桂木町ヌの68番地２
債務者　ラ・クールこと　宮本　鮎美
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
金沢地方裁判所小松支部